

富岡市ホームページ広告募集要領

1 目的

この要領は、富岡市有料広告掲載に関する基本要綱（以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、富岡市がインターネット上に公開しているホームページへの広告の募集に関して、必要な事項を定めるものです。

2 広告の規格

広告は、バナー広告とし、規格は次のとおりとします。

- (1) 縦50ピクセル、横175ピクセル
- (2) データ容量 8KB以下
- (3) 形式 GIF形式、JPEG形式、PNG形式

3 広告の表現

バナー広告の表現については、市ホームページのページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守してください。

- (1) 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。
 - ア 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
 - イ アラートマーク
 - ウ ラジオボタン
 - エ テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - オ プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (2) GIFアニメ及びFLASHを用いる表現は禁止とする。
- (3) 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。
 - ア 市ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
 - イ 「法律相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが富岡市の事業であると誤認しやすいもの。
- (4) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。
- (5) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。
- (6) 代替テキスト（alt 属性）は、「バナー広告」の後に広告主の名称を記載する。

4 広告の掲載位置

掲載位置は、富岡市ホームページを運営する担当の課長が決定します。

5 掲載できない広告

次の項目に該当する場合は、掲載できません。

- ①公共性又は市の品位を損なうおそれのあるもの
- ②法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- ④貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの
- ⑤政治又は宗教に関するもの

- ⑥個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- ⑦公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑧市民の健康を害するおそれのあるもの
- ⑨その他広告媒体に掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

6 広告掲載料金

広告の掲載料金は1枠当たり月額10,000円です。ただし、長期の連続掲載を希望した場合は次のとおりとします。

掲載期間	掲載料
6ヶ月	55,000円
12ヶ月	100,000円

7 広告の掲載期間

広告掲載期間は、1ヶ月単位とし、1年間を上限とする。ただし、再掲載は妨げない。

8 広告の開始日及び終了日

広告の掲載開始日は月の初日とし、掲載終了日は月の末日とします。

9 広告の作成及び経費負担

広告の作成については、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとします。

10 申し込み

基本要綱に定めるもののほか、ホームページ広告掲載申請特記事項を、秘書課へ提出してください。

11 問い合わせ先

富岡市総務部秘書課広聴広報係

TEL 0274-62-1511 FAX 0274-62-0357

E-mail kouhou@city.tomioka.lg.jp

別紙

ホームページ広告掲載申請特記事項

掲載希望期間 (1ヶ月単位)	年 月から 年 月まで (ヶ月)
リンク先URL	http://
業 種	
Eメール	

有料広告掲載申込書に記載する広告原稿は、電子データでも可とする。